

## 佐世保市地域活動用自動対外式除細動器（AED）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、佐世保市民の参加が見込まれる行事において、その参加者が心肺停止状態に陥った際の迅速な救命活動に備えるため、当該行事の主催団体の代表者に対して自動対外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出用AED）

第2条 この要綱の規定により貸出しを行うAEDは、市長が貸出用AEDとして市内の5か所（中部地区・広田地区・吉井地区・黒島地区・宇久地区）のコミュニティセンター（以下「指定されたコミュニティセンター」という。）に設置したものとする。

（対象者）

第3条 AEDの貸出対象者は、市内の団体（以下「各種団体等」という。）の代表者とする。

（貸出対象行事）

第4条 AEDの貸出しの対象となる行事は、各種団体等が開催するスポーツ行事、会合、講習会、イベント等（以下「各種行事等」という。）とする。

（貸出期間）

第5条 AEDの貸出期間は、各種行事等の開催期間及びその前後の期間とし、原則として7日以内とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が特に認めたときは、貸出期間を延長することができる。

2 貸出期間中にAEDを使用した場合は、速やかに返却しなければならない。

（貸出しの申込み）

第6条 AEDの貸出しを受けようとする各種団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日までに口頭、電話その他の方法により、コミュニティセンター又はコミュニティ・協働推進課に貸出しの申込みをしなければならない。

（貸出しの決定）

第7条 市長は、前条の申込みを受けたときは、当該申込みの内容を審査し、貸出しの可否を通知するものとする。

（AEDの貸出し）

第8条 前条の規定により貸出しの承認を受けた申請者は、指定されたコミュニティセンターにおいて、AED貸出申込書（様式第1号）を提出してAEDの貸出しを受けるものとする。

（貸出料）

第9条 AEDの貸出料は、無料とする。

（費用負担）

第10条 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理等に要する費用は、

貸出期間中に救命活動を実施したことにより傷病者に対して使用したAEDの電極パッド及びバッテリーの交換に係る費用を除き、貸出しを受けた各種団体等の代表者（以下「借受者」という。）が負担する。

（借受者の責務）

第11条 借受者は、AEDを返還するまでの間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、AEDの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを処分したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

（AEDの返却）

第12条 借受者は、貸出期間の末日までに、第8条の規定により貸出しを受けたコミュニティセンターにAEDを返却し、職員の点検確認を受けるものとする。

2 借受者は、救命活動を行うため、借り受けたAEDを使用した場合は、前項の返却と併せて、AED使用状況報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

（亡失等による賠償責任）

第13条 借受者は、故意又は過失によってAEDを亡失又は破損させた場合は、AED亡失・破損報告書（様式第3号）により市長に報告するとともに、借受者の負担においてAEDを原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。ただし、不可抗力、その他相当の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（返還）

第14条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、AEDの貸出期間中であっても、借受者からAEDを返還させることができる。

- (1) 借受者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 市長が特に必要と認めたとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。